

能美市公共工事の前金払取扱要綱

平成17年2月1日

告示第105号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条の規定に基づく公共工事の前金払の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(前金払の範囲及び割合等)

第2条 1件の請負代金額が200万円以上の土木建築工事並びに土木建築に関する工事の設計、調査及び測量に要する経費について、その請負代金額を次の各号に掲げる金額に区分し、当該区分に応ずる割合を適用して算出した金額の合計額を前金払することができる。前払金額は、10万円単位とし、端数は切り捨てる。

(1) 土木建築工事 4割以内

(2) 土木建築に関する工事の設計、調査及び測量 3割以内

2 債務負担行為に係る契約の前金払については、当該会計年度の請負代金相当額について、前項の規定を準用する。

3 市長は、歳計現金の保有状況等によって支払が困難と認めるときは、前払金を減額し、又は前金払をしないことができる。

(前金払の請求手続)

第3条 前金払を受けようとする受注者は、前払金請求書(別記様式)に公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の発行した前払金の保証証書(正副2通)を添えて市長に提出しなければならない。

(工事内容の変更等に伴う前払金額の変更)

第4条 市長は、工事内容の変更等により請負代金額が当初の請負代金額に比し、3分の1以上の増減が生じたときは、前払金額を増減することができる。

2 受注者は、前項の規定により前払金額が増額された場合において、増額後の請負代金額に係る前払金に相当する額から受領済みの前払金額を差し引いた額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。

3 受注者は、第1項の規定により前払金額が減額された場合において、受領済みの前払金額から減額後の請負代金額に係る前払金に相当する額(以下この条において「超過額」という。)を、指定期日までに返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況等からみて著しく不適当であると認められるときは、この限りではない。

4 市長は、前項の指定期日までに第6条の規定による部分払の請求があったときは、部分払をする額から超過額を控除することができる。

- 5 市長は、受注者が第3項の規定により指定期日までに超過額を返還しないときは、その未返還額につき、指定期日の翌日から返還をする日までの期間に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する遅延利息の率による利息を付し、受注者に支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第5条 受注者は、前条の規定により前払金額を増減した場合においては、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を市長に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合においては、その旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前金払した工事の部分払)

- 第6条 前金払をした工事の出来形部分に対する部分払は、出来形部分に対する請負代金相当額の10分の9以内の額から出来形部分に対する請負代金相当額に、第2条により前金払を受けた率を乗じて得た額を控除して得た額以内とする。

- 2 債務負担行為に係る契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、能美市建設工事標準請負契約約款(以下「約款」という。)第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定するものとする。

部分払をする額

$$\leq \text{出来形部分に対する請負代金相当額} \times 9 / 10 - (\text{出来形部分に対する請負代金相当額} - \text{前年度までの出来形部分に対する請負代金相当額}) \times \text{前金払の割合} - \text{前年度までの支払済額} - \text{当該年度の部分払金支払済額}$$

(前払金の使途範囲)

- 第7条 前払金の使途の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕料、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費に限るものとする。

(義務違反による前払金の返還)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その前払金の全部又は一部を指定期日までに返還させることができる。

- (1) 第5条の規定に違反したとき。
- (2) 前払金を前条に規定する経費以外の目的に使用したとき。
- (3) 着工時期を過ぎても工事に着手しないため前払金が適正に使用されないと認められるとき、又は受注者の責めにより明らかに工期が延長すると認められるとき。
- (4) 約款第44条第1項の規定により当該請負契約を解除したとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

- 2 市長は、受注者が前項の規定により返還すべき日までに、前払金の全部又は一部を返

還しないときは、前払金支払の日から返還の日までの期間に応じて返還金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する遅延利息の率による利息を徴収する。

附 則

この告示は、平成17年2月1日から施行する。

附 則(平成20年3月4日告示第24号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の能美市公共工事の前金払取扱要綱は、この告示の施行の日以後の契約の締結について適用し、同日前の契約の締結については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月26日告示第30号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の能美市公共工事の前金払取扱要綱は、この告示の施行の日以後の契約の締結について適用し、同日前の契約の締結については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月23日告示第34号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の能美市公共工事の前金払取扱要綱は、この告示の施行の日以後の契約の締結について適用し、同日前の契約の締結については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月31日告示第54号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の能美市公共工事の前金払取扱要綱は、この告示の施行の日以後の契約の締結について適用し、同日前の契約の締結については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の能美市公共工事の前金払取扱要綱は、この告示の施行の日以後の契約の締結について適用し、同日前の契約の締結については、なお従前の例による。